

決議第 1 号

佐藤将行議員に対する議員辞職勧告について

宮代町議会会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり決議案を提出する。

令和 6 年 11 月 20 日提出

提出者議員	川 野 武 志
賛成者議員	金 子 正 志
〃	土 渕 保 美
〃	野 原 洋 子
〃	丸 山 妙 子
〃	福 澤 和 美
〃	塚 村 香 織
〃	鈴 木 次 男
〃	泉 伸 一 郎
〃	小 島 あ け み
〃	合 川 泰 治

宮代町議会議長 田島 正徳 様

佐藤将行議員に対する辞職勧告決議

令和6年11月8日、宮代町議会議員の佐藤将行議員が最高裁判所の判決で上告を棄却とし、建造物不退去罪が確定となる新聞報道がなされました。

議員は町民を代表し、町政の進展に寄与するとともに、模範となるべき立場でもあり、町民に失望を抱かせ更に、町議会に対する不信感を招いたことは誠に遺憾であります。

佐藤将行議員は、当選前の令和4年12月、役場の閉庁間際に25通の情報公開請求を行い、必要性のない当日中の受領証の交付を求め、町総務課長の退去要求に従わなかったとして、建造物不退去罪で逮捕されました。1審のさいたま地方裁判所判決で罰金10万円を不服として控訴し、2審の東京高等裁判所判決で控訴棄却を不服として上告し、最高裁判所判決で上告棄却となり建造物不退去罪が確定しました。

更に、問題発覚後も何ら釈明も行わず、本人は、議長に対して謝罪文を提出することもない状況に、誠意が感じられません。

議員として、このような行為は、市民の負託を受けた厳粛な議会への信頼と品位を著しく傷つけるものであり、政治的、道義的責任は免れず、町民感情からも許されるものではなく、よって、宮代町議会は、改めて佐藤将行議員に対して、自らの意思により議員を辞職するよう強く求めるため、ここに決議する。

令和6年11月20日

宮代町議会